

令和2年

第11回仁木町教育委員会定例会議案

日時 令和2年11月17日(火)
午後1時30分

場所 仁木町役場 「応接室」

令和2年第11回仁木町教育委員会定例会議事日程

令和2年11月17日(火)

午後1時30分 開議

(第1日)

日 程	区 分	件 名
日程第 1		会期決定
日程第 2		会議録承認
日程第 3		教育長事務報告
日程第 4	議案第1号	仁木町学校運営協議会設置規則の制定に関する件
日程第 5	議案第2号	仁木町ジュニアスキーヤーシーズン券交付要綱の制定に関する件
日程第 6	議案第3号	令和元年度仁木町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する件
日程第 7	協議案第1号	当面する教育諸問題に関する件

日程第 1 会期決定

日程第 2 会議録承認

日程第 3 教育長事務報告

教育長事務報告 令和2年10月20日(火)～11月17日(火)

- 1 令和3年度教職員人事面談
令和2年10月26日(月)、28日(水)、29日(木)、30日(金)各学校校長室
＝概要＝
 - 各学校長、教頭、対象者(異動基準期限到達者、異動希望者等)に係る人事面談～校長4人、教頭4人、一般教諭・養護教諭、事務職員20人

- 2 令和2年度後志小中学校長研究大会
令和2年10月27日(月)ニセコ町 町民センター
＝概要＝
 - 大会主題 「組織力を高め、人を育てる学校経営」
 - 開会式、新会員紹介、講話、全体会(基調報告、特別報告)

- 3 令和元年度仁木町教育委員会事務点検評価委員辞令交付
令和2年10月28日(火)役場会議室2
＝概要＝
 - 事務点検評価委員3名に対する辞令交付
 - 選任委員～東郷昌弘、加藤美佐子、鈴木 保
 - 任 期 令和2年10月27日～令和2年11月27日

- 4 令和元年度仁木町教育委員会事務点検評価の会議
令和2年10月28日(火)役場会議室2
＝概要＝
 - 令和元年度教育委員会実施各事業に対する事業評価
 - 総務学校教育係 13事業、学校給食係 2事業、生涯学習係 14事業

- 5 令和2年度人事評価中間面談
令和2年10月30日(金)、11月2日(月) 教育長室
＝概要＝
 - 奈良教育次長、泉谷学校給食共同料理場所長の人事評価に係る中間面談

6 北海道原子力防災訓練

令和2年10月31日(土) 町内全域～屋内退避訓練

=概要=

- 北海道原子力防災訓練本部員会議運営訓練(3回)

7 銀山中学校授業参観

令和2年11月4日(水) 同校

=概要=

- 授業参観 1年生～英語(中村教諭)
2年生～理科(秋山教諭)
3年生～数学(山室教諭)
特別支援学級～自立(川内教諭、中川教諭、鈴木教諭)

8 第6期仁木町総合計画策定庁内会議(第5回)

令和2年11月4日(水) 町民センター交流ホール

=概要=

- 前回会議以降の取組について
- 第6期仁木町総合計画(素案)について
- 今後のスケジュールについて
- 出席者～町三役、各課長等職、事務局(企画課)、コンサルタント

9 政策調整会議

令和2年11月4日(水) 町民センター交流ホール

=概要=

- 自治体委託業務棟災害補償保険の取扱いについて
- 令和3年度予算編成について
- 新型コロナウイルス感染症対策の状況について ほか
- 出席者～町三役、各課長等職

10 辞令交付

令和2年11月6日(金) 銀山中学校校長室

=概要=

- 前田友規子氏(銀山中学校期限付き教諭)に辞令交付

11 銀山小学校乗り入れ授業参観

令和2年11月9日(月) 銀山小学校

=概要=

- 銀山小学校6年生授業(外国語)における銀山中学校の乗り入れ授業
- 指導教諭～銀山中学校 中村教諭
- 参観者～岩井教育長、庵銀山中学校長、船橋銀山中学校教頭

12 森川歯科医院に学校検診実施要請

令和2年11月12日(木) 仁木歯科医院

=概要=

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、未実施の各学校歯科検診等
 についての実施要請
- 要請者～佐藤町長、岩井教育長、浜野ほけん課参事、奈良教育次長

13 令和2年度後志管内市町村教育委員会教育長会議

令和2年11月13日(金) 教育長室(オンライン会議)

=概要=

- 新型コロナウイルス感染症への対応
- その他

14 臨時校長会

令和2年11月13日(金) 役場会議室2

=概要=

- 新型コロナウイルス感染症への対応について
- インフルエンザ予防接種について
- その他

15 仁木町議会全員協議会

令和2年11月17日(火) 議会委員会室

=概要=

- 第6期仁木町総合計画(素案)の説明

日程第 4

議案第 1 号

仁木町学校運営協議会設置規則の制定に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第 2 条第 1 1 号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和 2 年 11 月 17 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

仁木町学校運営協議会設置規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5に規定する学校運営協議会(以下「協議会」という。)について、必要な事項を定める。

(趣旨)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、仁木町教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の趣旨を実現するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

- 2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校(以下「対象学校」という。)を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。
- 3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長、当該学校に在籍する生徒又は児童の保護者及び当該学校の所在する地域住民の意見を聞くものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
 - (2) 学校経営計画に関すること。
 - (3) 組織編成に関すること。
 - (4) その他、校長が必要と認めるもの。
- 2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(分限及び懲戒に関する事項を除く。)について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が道費負担教職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員をいう。)であるときは、教育委員会を経由するものとする。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次の各号に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者等の理解を深めること

(2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は10名内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 保護者

(2) 地域住民

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 対象学校の校長

(5) 対象学校の教職員

(6) 学識経験者

(7) その他、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は新たな委員を任命することができるものとする。

4 委員は、地方公務員(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2項に規定する特別職の地方公務員の身分を有する。

(守秘義務等)

第9条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行をおこなうこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(任期)

第10条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第11条 委員の報酬は別に定める。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(会議)

第13条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の公開)

第14条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第15条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
 - (2) 第9条の規定に違反した場合
 - (3) その他、解任に相当する事由が認められる場合
- 2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(事務局)

第18条 協議会の事務局は、対象学校において処理する。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

日程第 5

議案第 2 号

仁木町ジュニアスキーヤーシーズン券交付要綱の制定に関する件
について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第2条第11号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和2年11月17日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋 男

仁木町ジュニアスキーヤーシーズン券交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、仁木町民スキー場（以下「スキー場」という。）の利用促進並びに児童の冬季スポーツの振興及び心身の健全な育成を図るため、町内の小学1年生にスキー場の共通シーズン券（以下「シーズン券」という。）を交付することに関し、必要な事項を定める。

(交付対象)

第2条 交付対象者（以下「対象者」という。）は、スキー場開設期間内に仁木町内に住所を有する小学1年生及び仁木町内の小学校に通学している小学1年生とする。

(交付申請)

第3条 申請者が、シーズン券の交付を申請するときは、仁木町ジュニアスキーヤーシーズン券交付申請書（様式第1号）により教育委員会に提出しなければならない。

(交付)

第4条 教育長は、前条の規定によるシーズン券の交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは速やかにシーズン券を交付するものとする。

(再発行)

第5条 対象者がシーズン券を受理した後に、紛失及び滅失、盗難等、いかなる場合においても、シーズン券の再発行は行わない。

(返還)

第6条 第4条の規定によりシーズン券の交付を受けた者が、対象者の要件を満たさなくなった場合は、シーズン券を返還しなくてはならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号

仁木町ジュニアスキーヤーシーズン券交付申請書

年 月 日

仁木町教育委員会 様

申請者 住 所：仁木町

氏 名： 印

申請児童との続柄：

電 話：

年度仁木町ジュニアスキーヤーシーズン券について、仁木町ジュニアスキーヤーシーズン券交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。
また、共通シーズン券の交付に係る証明写真の撮影等について同意します。

記

申請児童

氏 名	学校名	備 考

日程第 6

議案第 3 号

令和元年度仁木町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の
状況の点検及び評価に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第2条第16号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和2年11月17日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

日程第 7

協議案第 1 号

当面する教育諸問題について

令和 2 年 11 月 17 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

1 当面する教育諸問題

2 当面する行事日程について

★ 令和2年第12回仁木町教育委員会定例会

12月 日 () : ~ 応接室

※令和元年・・・12月 4日 (水) 13:22~15:48

※平成30年・・・12月11日 (火) 14:27~15:55

★ 仁木町総合教育会議

12月 日 () : ~ 応接室

○ 定例校長会

11月19日(木) 9:30～ 会議室2

○ 第5回子ども体験塾「タイルアート教室」

11月28日(土) 9:00～ 多目的・文化ホール

○ 令和3年度(2021年度)当初教職員人事に係る人事協議

11月30日(月) 13:05～ 教育長室ほか

3 その他



